

新潟市請負工事等区役所審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第4号

新潟市請負工事等区役所審査委員会規程の一部を改正する規程

新潟市請負工事等区役所審査委員会規程（平成17年新潟市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては，総務課）」に改める。

別表北区役所の項中「総務課長並びに東部地域下水道事務所北下水道課長」を「地域総務課長」に改め，同表東区役所の項中「，東部地域土木事務所建設課長並びに東部地域下水道事務所建設課長補佐」を削り，同表中央区役所の項中「，東部地域土木事務所長並びに東部地域下水道事務所長」を削り，同表江南区役所の項中「総務課長，東部地域土木事務所建設課長補佐並びに東部地域下水道事務所建設課長」を「地域総務課長」に改め，同表秋葉区役所の項中「総務課長並びに東部地域下水道事務所秋葉下水道課長」を「地域総務課長」に改め，同表南区役所の項中「総務課長並びに西部地域下水道事務所建設課長補佐」を「地域総務課長」に改め，同表西区役所の項中「，西部地域土木事務所建設課長並びに西部地域下水道事務所長」を削り，同表西蒲区役所の項中「総務課長，西部地域土木事務所長並びに西部地域下水道事務所建設課長」を「地域総務課長」に改める。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。